

公益社団法人日本金属学会 中国四国支部細則

(名称と目的)

第1条 当支部は社団法人日本金属学会中国四国支部（以下支部）と称する。支部は学会本部との連携を緊密にし、支部会員の学術・研究および技術の交流を行い金属その他の材料に関する理論ならびに工業の進歩・発達をはかることを目的とする。

(事務所)

第2条 支部事務所を支部長の所属地区に置く。

(支部会員)

第3条 広島・岡山・鳥取・島根・山口・徳島・香川・愛媛・高知の各県に在住する公益社団法人日本金属学会会員をもって支部会員とする。

(支部役員)

第4条 支部に次の役員を置く。

- (1) 支部長 1名
- (2) 支部専任幹事および行事担当幹事、会計担当幹事、企画担当幹事、学会賞担当幹事その他必要に応じ支部幹事若干名
- (3) 支部委員 10名以上20名以下
- (4) 支部地区代表 10名以上20名以下
- (5) 必要に応じて顧問を置くことができる。

2 支部役員を選任は次による。

- (1) 役員の設定は支部正員の互選による。
- (2) 支部長および支部専任幹事、行事担当幹事、会計担当幹事、企画担当幹事、学会賞担当幹事は支部委員の互選による。
- (3) 支部幹事は会員中より支部長が委嘱する。
- (4) 支部顧問は支部運営・本学会活動などに顕著な功績のあった者を支部会議の議決により推挙する。

3 異動等に伴う役員の変更は、変更前の役員もしくはこれに準ずる者が新たな役員を推薦し、これを支部長が承認することで行う。

(支部役員の職務)

第5条 支部役員の職務は次の通りとする。

- (1) 支部長は支部を代表しその会務を総括する。
- (2) 支部専任幹事は支部長補佐を行い、会計を除く本部への報告、支部委員への連絡および会議書類のとりまとめを行う。また、支部幹事会、支部委員会および支部会議の会場手配もしくは支部幹事への依頼を行う。また、支部長に事故のあるときは支部専任幹事がこれを代理する。
- (3) 行事担当幹事は支部正員への連絡、本部への記事掲載依頼、支部会議・支部委員およ

び支部幹事会の会議事録作成を行う。

- (4) 企画担当幹事は研究会の企画、参加人数や講演内容などの情報のとりまとめおよび支部長および支部専任幹事への結果報告の提出を行う。
- (5) 会計担当幹事は支部会計、集金、本部への会計報告を行う。
- (6) 学会賞担当幹事は本部から依頼される表彰候補者について取りまとめを行う。
- (7) 支部幹事は表彰者および表彰候補者の選定、本多光太郎記念講演者の選定およびその調整、講演大会開催の補助および確認を行う。また、支部専任幹事の依頼で支部幹事会、支部委員会および支部会議の会場手配も行う。
- (8) 支部委員は支部運営の方針を議論し、作成された活動方針や支部規定などを審議する。
- (9) 支部地区代表は事業所や大学での意見のとりまとめや学会表彰の支部候補者の推薦などを行う。
- (10) 支部顧問は支部委員会に出席し事業の遂行に必要な助言・意見を述べるができる。

(支部役員の任期)

第6条 支部役員の任期を次のように定める。

- (1) 役員の任期は役員の承認を行った支部会議終了時から2年後の支部会議終了時までとする。
- (2) 支部長は自身が承認される支部委員会および支部会議への参加が望まれる。
- (3) 支部長、支部専任幹事、行事担当幹事、企画担当幹事、支部委員は原則として2期以上4年を超えて重任できない。
- (4) 支部委員は重任を妨げない。
- (5) 補欠として選任せられた役員の任期は前任者の残任期間とする。

(支部事業)

第7条 支部は次の事業を行う。

- (1) 講演大会の開催
- (2) 講演会・研究会・講習会などの開催
- (3) 見学・視察
- (4) 本部より指示せられた事業
- (5) その他適当と認められる事業

(支部の事業年度)

第8条 支部の事業年度は毎年3月1日より翌年2月末日までとする。

(支部の合議機関)

第9条 支部事業を遂行するため支部に次の合議機関をおく。

- (1) 支部会議：支部会議は各年度の前予算・決算・事業計画・事業報告・支部役員の承認・その他必要事項について報告ならびに決議を行う。支部会議は支部長、支部幹事および支部委員の過半数の出席を持って成立とし、議決は出席者の過半数によるものとする。欠席

であっても委任状をもって出席と見なす。

(2) 支部委員会：支部委員会は支部会議において議決する事項一切の会務を審議決定する議長は支部長が務める。必要に応じ支部長が召集するおよび臨時支部委員会を開くことができる。

(3) 支部幹事会：支部長が招集し、支部幹事が支部講演大会、記念講演の講演者候補を決定する。研究会部門の企画する支部研究会の開催に関して報告をうける。

(支部委員会の成立)

第10条 支部委員会は、支部長、支部幹事および支部委員の過半数以上の出席をもって成立する。但し、書面で予め意思表示した場合には出席者とみなす。

2 支部委員会の決議は出席構成員の過半数によるものとする。但し、書面で予め意思表示した場合には出席者とみなす。

(開催時期)

第11条 支部委員会は下記の時期に行う。

(1) 支部会議は支部事業年度最初の月に行う。

(2) 支部委員会は支部会議および支部講演大会に合わせて開催する。

(3) 支部幹事会は支部委員会と併催および6月頃と10月頃に開催する。

(4) 緊急の議題がある場合は上記にかかわらず支部委員会および幹事会を開催する。

(支部の経費)

第12条 支部会議および役員会の議決ならびに各年度予算および決算はこれを日本金属学会会長に報告しその承認を得ることを要する。

2 支部の経費は学会交付金ならびに学会外からの寄付金その他をもってあてる。

(旅費規程)

第13条 支部会議、支部委員会、支部幹事会等にかかる旅費等に関しては、「日本鉄鋼協会・日本金属学会 中四国支部 会計内規」にて別途定める。

(行事関係)

第14条 研究会、支部講演大会、記念講演会の開催要領については、「日本鉄鋼協会・日本金属学会 中四国支部 講演会内規」にて別途定める。

第15条 研究会などの、主催、共催、協賛については「日本鉄鋼協会・日本金属学会 中四国支部 共催・協賛内規」にて別途定める。

(表彰関係)

第16条 講演大会優秀学生賞の選考に関しては、「日本鉄鋼協会・日本金属学会 中四国支部 表彰内規」ならびに「参加奨励に基づく優秀講演発表学生の日本鉄鋼協会・中国四国支部選考規程」に別途定める。

2 選考に際する採点基準については、「優秀学生選考採点ガイドライン」にて別途定める。

第17条 支部長賞ならびに支部学術功労賞については、「日本鉄鋼協会・日本金属学会 中四国支部 表彰内規」に別途定める。

(内規の変更又は廃止)

第18条 別途定める内規の変更又は廃止は、幹事会の議決を経て、支部委員会の承認を要する。

(規則の改廃)

第19条 この細則の改廃は支部会議の議決による。

付則

1. この細則は平成27年月3月6日より施行する。
2. 平成28年3月14日より一部改正
3. 平成29年3月10日より一部改正